

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2025

1

No.2169

特集 新年にあたって（市長あいさつ）

川崎市からのお知らせ【P.3～】

今月のトピックス【P.5～】

- ～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～
「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を労働基準監督署に設置しました
- 就職氷河期世代支援特設サイトをリニューアル
- 顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



KAWASAKI CITY

労働情報を
ウェブで見るには？

川崎市ホームページ



かわさき労働情報

検索

新年にあたって



新年、あけましておめでとうございます。

皆様にとりまして、今年1年が明るい話題にあふれ、実りの多い良い年になりますようお祈りいたします。

昨年を振り返りますと、川崎市が市制100周年という歴史的な節目を迎える、全国都市緑化かわさきフェア等を通じて、多くの市民の皆様と喜びを分かち合うことができました。一方で、昨年は元日から能登半島地震が発生したほか、豪雨災害も多く、本市においても、全市域で避難所を開設するなど、改めて災害を自分事として考えることの大切さを実感した1年でもありました。本市でも、被災地に寄り添った支援に取り組んでまいりましたが、こうした災害への対策を含め、次の100年に向け取組を進めてまいります。

本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、安心して子育てができるよう、周産期支援の充実や、病児保育の対象年齢拡大など、「安心のふるさとづくり」に取り組んでまいります。

こうした取組を支えるためには、社会経済状況や産業構造の変化に適切に対応しながら、「力強い産業都市づくり」を進めることが重要です。運転手不足の深刻化など、地域交通環境の変化に対応して、自動運転バスやデマンド交通の実証運行を行っていくほか、世界最先端の研究開発機関や企業が集積する臨海部では、引き続き、水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点形成に向け、取組を加速してまいります。

また、廃棄物処理施設の中長期的な整備構想を策定するとともに、プラスチック資源一括回収の対象地域を南部の3区に拡大するほか、地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づき特定の建築物や事業者について太陽光発電設備導入を義務付ける制度の開始などにより、カーボンニュートラルの実現に向けて、オール川崎で新たな取組に挑戦してまいります。併せて、川崎駅や新百合ヶ丘駅、鷺沼駅、登戸駅周辺地区など、魅力にあふれた広域拠点や、地域生活拠点の形成を進めてまいります。

複雑化・多様化する地域課題の迅速な解決や、将来にわたる持続的な発展のためには、大都市が自らの権限や財源で効率的かつ機動的な行政運営を行っていく必要があることから、「特別市」の早期法制化に向けて取り組んでまいります。

引き続き、「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまち かわさき」の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願ひいたします。

川崎市長 福田 紀彦

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページにてご予約ください。

日 時 令和7年1月16日(木) 17時~19時30分(1人45分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和7年1月28日(火) 13時30分~16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたい方々の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳(おおむね生後6か月以降)から6歳(就学前)までの子さまを、カウンセリング中に預かりします(無料)。

相談希望日の1週間前までにホームページからお申し込みください。

日 時 令和7年1月21日(火) 13時~16時(1人50分以内)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県



【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所

電話 044-833-3141(平日8時30分~17時15分 ※12時~13時除く。)

かながわ労働センター
川崎支所ホームページ▶



川崎市人権学校【オンライン開催】のお知らせ

参加費 無料

インターネット上のヘイトスピーチが増加傾向にある現況を踏まえ、ヘイトスピーチが生まれる社会構造、このような投稿が行われる背景、被害の現状等への理解を深めながら、ヘイトスピーチの解消に向け、私たちができるることを一緒に考えます。

基調講演

ヘイトスピーチを生み出す社会構造

講 師：伊藤 昌亮さん 成蹊大学文学部現代社会学科教授

講 演 1

ヘイトスピーチの裏側－1万人の調査で見えてきた事実－

講 師：古谷 経衡さん 作家

講 演 2

インターネット上のヘイトスピーチの現状と課題

講 師：宮下 萌さん 弁護士(東京弁護士会所属)

対 談

伊藤 昌亮さん(ファシリテーター)、古谷 経衡さん、宮下 萌さん



伊藤 昌亮さん



古谷 経衡さん



宮下 萌さん



▲申込フォーム

配信期間 令和7年2月19日(水)~3月19日(水)

視聴方法 右の二次元コードから、令和7年2月17日(月)17時15分までにお申し込みください。
事前申込された方に視聴用URLを送付します。

主 催 川崎市

【問合せ】 川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

参加費
無料

令和6年度男女共同参画かわさきフォーラムを開催します

ジェンダー平等とアンコンシャス・バイアス
～家庭や職場からみえること～

川崎市では、毎年「男女共同参画」について考える機会として、「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催しています。今回は、実践女子大学教授 山根 純佳さんをお招きして、「ジェンダー平等とアンコンシャス・バイアス」についてお話を伺います。参加方法は会場での聴講に加え、録画配信を視聴いただけます。

① 会場で聴講 ※手話通訳・無料保育あり

開催日時 令和7年2月2日（日）
14時15分～15時30分（受付開始 13時45分）
会 場 中原市民館 多目的ホール
川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12
パークシティ武蔵小杉ミッドスカイタワー2階
※JR南武線「武蔵小杉駅」北改札（南武線口）・東口から徒歩3分、
または、東急東横線「武蔵小杉駅」正面改札から徒歩3分



講師 実践女子大学教授
山根純佳さん

② 録画配信を視聴

配信期間 令和7年2月7日（金）～2月25日（火）
申込方法 右の申込フォームからお申し込みください。
<https://logoform.jp/form/FUQz/802099>
申込期間 令和6年12月20日（金）～令和7年1月30日（木）

申込フォーム▶



【主 催】 川崎市、かわさき男女共同参画ネットワーク

【問合せ】 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914 メール 25zinken@city.kawasaki.jp

女性の活躍推進に取り組む企業や「かわさき☆えるぼし」認証企業はぜひご参加を！

女性が働き続けたくなる職場を実現！

～上司に「イイね！」といわせるコミュニケーションセミナー～

女性活躍を経営戦略の一環として取り組む企業が増えています。すべての女性が働きやすい職場環境を目指し、上司にうまく説明や報告ができず、聞き入れてもらえないといったお悩みをお持ちの方や、伝える力や交渉力を向上させたい方を対象としたワークショップ形式のセミナーを開催します。今後、「かわさき☆えるぼし」の認証を考えている・更新を考えている事業所の皆さま、ぜひご参加ください。



どうして
伝わらないの!?

女性が働きやすい職場環境づくりについて
一緒に考え、学びませんか？

育休中、休職中の
かたも参加OK



女性が
イキイキ!!

「かわさき☆えるぼし」認証事業所の協力を得て、上司や部下への説明力向上を目指すためのセミナーを開催！今後「かわさき☆えるぼし」の認証や更新をお考えの事業所の皆さま、ぜひご参加ください。

日 時 令和7年2月26日（水）14時～16時
場 所 川崎市男女共同参画センター（すぐらむ21）2階・第1・2研修室
対 象 川崎市内事業所在勤で本テーマに関心のある方 30名
参 加 費 無料 【一時保育】あり



お申込方法や詳細は、右の二次元コードからご覧ください。▶▶▶

【主 催】 川崎中原工場協会、地域女性活躍・障がい者等雇用推進委員会、川崎市男女共同参画センター

【問合せ】 川崎中原工場協会事務局 電話 044-733-1300 FAX 044-733-1400

～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～
**「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を
 労働基準監督署に設置しました**

厚生労働省は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」)が施行された11月1日に合わせて、全国の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランス(業務委託を受ける事業者)からの労働基準法等の違反に関する相談窓口を設置しました。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法(昭和22年法律第49号)上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

詳しくは、厚生労働省ウェブページをご確認ください。

厚生労働省ウェブページ▶
 (労働基準法における「労働者とは」)



相談先

川崎南総合労働相談コーナー	電話 044-381-5279
(川崎南労働基準監督署)	8時30分～17時15分(土日、祝日、年末年始は除く。)
川崎北総合労働相談コーナー	電話 044-381-9435
(川崎北労働基準監督署)	8時30分～17時15分(土日、祝日、年末年始は除く。)

※フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、内容が取引の適正化に関するものについては、公正取引委員会または中小企業庁となります。

就職氷河期世代支援特設サイトをリニューアル

～「一人ひとりの想いのそばに。」広報コンテンツを公開～

厚生労働省では、このたび、バブル崩壊後の1990～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方々(就職氷河期世代)の支援のため、広報キャラクターに俳優の風間俊介さんを起用し、特設サイトをリニューアルしました。

特設サイトでは、「いまだに正社員になれない」「不安定な仕事ばかりで、将来が不安」「働くための一歩が踏み出せない」「人と関わるのが苦手」といった声に対して、正社員を目指す方に向けた求人の紹介や職業訓練のあっせんを行う「ハローワーク」、働くための一歩を踏み出したい方への就労支援プログラムを提供する「サポステ」、ひきこもりなどに対して専門の相談員が社会参加への道筋を一緒に考える「各種支援機関」など、支援を必要とする方の状況やニーズに合わせたさまざまな専門窓口や具体的な支援内容を紹介しています。

さらに、今後タイアップ企画の配信を予定しており、厚生労働省は、今回リニューアルした「就職氷河期世代活躍支援特設サイト」と併せ、動画、ポスター、チラシ、タイアップ記事、SNS広告などを活用して、皆さまの就職氷河期世代支援への理解を深めてまいります。



就職氷河期世代支援 特設サイト https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/

厚生労働省では、地域ごとのプラットフォームを設け、支援が必要なすべての方に対し、それぞれの状況に合わせたきめ細かな支援が届くよう、関係機関が連携してサポートをしています。

また、就職氷河期世代の方ご本人だけでなく、ご家族の方向けの相談等の支援や、事業主の皆さまに対しては、就職氷河期世代の方を採用する場合等の助成金もご用意しています。詳しい情報は、特設サイトをご確認ください。



特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の 要件が緩和されました

～令和6年10月1日から変更～

令和6年10月1日から特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の要件が緩和され、より利用しやすくなりました。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下のメニューに該当する取り組みを実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます。

成長分野メニュー

成長分野の業務に
雇入れ



雇用管理改善
or 能力開発

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

人材育成メニュー

人材開発支援助成金を
活用した訓練



5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練（教育訓練給付の指定講座に限る）であれば、50時間未満の訓練も対象とすることとしました。

見直し前	見直し後
実施する教育訓練は50時間以上の訓練であること	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練でも対象とすること

※**公的職業資格**とは、資格または試験等であって国もしくは地方公共団体または国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第2種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。

※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費はすべて事業主負担となります。

詳細は、厚生労働省ウェブページ「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」をご確認ください。



資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）における 資金移動業者の指定

令和6年8月9日、PayPay株式会社に対し、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号の規定に基づき、資金移動業者の口座への賃金支払いに関する厚生労働大臣の指定を行いましたので、お知らせします。サービスの開始時期については、同社からの発表をご確認ください。

なお、賃金のデジタル払いについては、各事業場での労使協定の締結及び労働者本人の同意が必要となります。その他賃金のデジタル払い及び指定資金移動業者の詳細については、下の厚生労働省ウェブページ（賃金のデジタル払いについて）をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html

資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について

※厚生労働省ウェブページからの抜粋



趣旨・概要

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金または貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとしました。



資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定めされました。

よくあるご質問への回答（労働者、使用者向け）

Q 労働者は、必ず賃金のデジタル払いを受け取らなければならず、銀行口座で受け取ることができなくなるのでしょうか。

A 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。

Q 賃金のデジタル払いを開始するために、事業場で必要な手続きを教えてください。

A (1) 事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金のデジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。

(2) その上で、賃金のデジタル払いを希望する個々の労働者は、留意事項等の説明を受け、制度を理解した上で、同意書に賃金のデジタル払いを受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して、使用者に提出することが必要になります。

Q 万が一、資金移動業者が破綻した場合、アカウント残高は消えてしまうのでしょうか。

A 厚生労働大臣の指定する資金移動業者が破綻した場合には、賃金受取に用いる口座の残高が保証機関から速やかに弁済されます。具体的な弁済方法は、資金移動業者ごとに異なりますので、賃金のデジタル払いを選択する際にご確認ください。

顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)について

いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策については、厚生労働省をはじめとして、「顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議」で議論を行うとともに対策を進めています。

企業向けマニュアル、リーフレット、ポスターも作成していますので、ぜひご活用ください。



厚生労働省▲

(職場におけるハラスメントの防止のために)

カスタマーハラスメント悩み相談室について(厚生労働省委託事業)

顧客等からの著しい迷惑行為に関する相談を、メールまたはSNS (LINE) で受け付けています。相談無料、匿名可能、プライバシー厳守にて24時間受付となっていますので、右の二次元コードからご確認ください。

※就活ハラスメントについても相談受付をしています。



ハラスメント悩み相談室▲

「労働保険」加入について

— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主とは常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇つたら、従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

「労働保険」とは労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。

労災保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るために給付等を行っています。

加入を怠ると、さまざまなリスクがあります。

労働保険の
成立手続きを
怠っていると?

- ①遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ②労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収します。
- ③事業主の方のための助成金が受け取れません。

労働保険については、加入義務の有無などをご確認の上、まずは、神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

詳しくは、厚生労働省「労働保険特設サイト」(右の二次元コード)をご確認ください。



【問合せ】 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 045-650-2802

市内労働団体の定期総会が開催されました！

川崎労働者福祉協議会 第40回定期総会

令和6年11月22日(金)に川崎労働者福祉協議会の第40回定期総会が、かわさき保育会館で開催されました。

主催者を代表して村松会長から「能登半島地震の1日も早い被災地の復興を願い、労福協として、それぞれができる形で息の長い支援を継続していきます。私たちは、これまでも継続してきた、『タオル1本運動』『お米1合運動』そして、『フードドライブ』と多くの取組を進めてきました。結果、神奈川フードバンクの活動も結成当初の想定を超える寄贈及び提供量となっており、セーフティネットの活動を担っていくことが労福協の役割であると考えています。引き続き、社会全体の福祉向上に向けて取り組んでいきます。」と挨拶がありました。

また、来賓として出席した加藤副市長からは、これまでの市制100周年事業を順調に開催できしたことへの謝意を表明した後、「多くの産業分野における



人手不足や、円安、原材料・燃料の物価高騰など、生活者や企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、川崎市では中小企業の雇用環境の改善と人材確保に向けて支援事業を実施するとともに、今後も誰もが暮らしやすい持続可能な社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。」と挨拶しました。

労働団体活動リポート

川崎地域連合 第34回定期総会

令和6年11月22日（金）に日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合の第34回年次総会が、かわさき保育会館で開催されました。

主催者を代表して渡部議長からは、組合員への能登半島地震へのカンパやボランティア活動の感謝を述べた後、「日本国内の賃金、物価、経済が安定的に上昇していくためには、人への投資と賃上げの流れを継続していくことが重要だと思います。世の中は賃上げの機運が高まっています。今年も物価高を上回る賃上げにとことんこだわってまいります。そして、労働運動が目指すもの、それは、組合員のみならず、すべての働く仲間、生活者の幸せの追求に他なりません。私たち連合は取り巻く環境の変化へ対応して、すべての働く仲間、生活者の先頭に立ちまして、誰一人取り残されることのない、持続的な社会の実現に向けて確実に前進させてまいります。共に頑張りましょう。」と挨拶がありました。

また、来賓として出席した福田市長からは「今年も8月に政策制度要求と提言をいただきました。解決した課題以上に新たな課題が増えている、川崎市にはいかに課題がたくさんあるかということを



痛感しました。一緒に解決していくこうというスタンスで取り組んでいただいていることに、渡部議長をはじめ、皆さんに心から感謝申し上げます。人手不足等、さまざまな問題がある中、川崎市政だけでなく、日本が持続的に発展していくため、成長していくためにはどういう形が最適化なのか、真正面から議論して、最適値を見つけ出したいと思っています。皆さんにも課題を共有させていただいて、前に進める、そして、形にするという行動を共にやっていきたいと思います。」と挨拶しました。

令和7年1月

I - 1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 10月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.91倍で前年同月と同水準となりました。

* 10月の川崎市内の有効求人倍率は、0.82倍で前年同月に比べ0.02ポイント下回りました。

項目 年月	有効求人倍率 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和3年度平均	8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,688	12,245	19,933	107,997	1.22	0.59	0.84	0.91
令和6年 5月	9,176	7,181	16,357	96,078	8,506	13,404	21,910	116,226	1.08	0.54	0.75	0.92
6月	8,961	6,985	15,946	97,633	8,425	13,202	21,627	114,631	1.06	0.53	0.74	0.93
7月	8,741	7,156	15,897	99,790	8,260	12,890	21,150	111,857	1.06	0.56	0.75	0.93
8月	8,830	6,899	15,729	98,607	8,156	12,603	20,759	108,906	1.08	0.55	0.76	0.91
9月	9,334	6,802	16,136	97,409	8,176	12,288	20,464	108,641	1.14	0.55	0.79	0.90
10月	10,112	6,916	17,028	102,623	8,375	12,494	20,869	110,419	1.21	0.55	0.82	0.91
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注1) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。

(注3) 川崎（川崎公共職業安定所（川崎南部））の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。

(注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I - 2 労働市場（全国）

* 10月の完全失業者数は170万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.25倍で、前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

項目 年月	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和3年 平均	193	1.0	2.8	1.13
令和4年 平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年 平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年 5月	193	5.0	2.6	1.24
6月	181	2.0	2.5	1.23
7月	188	5.0	2.7	1.24
8月	175	-11.0	2.5	1.23
9月	173	-9.0	2.4	1.24
10月	170	-5.0	2.5	1.25
資料出所	総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和6年1月から10月の労働災害発生状況は、前年比119件減の878件となりました。

区分 業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比(%)
製造業	100 (1)	101 (0)	-1	-1.0
建設業	90 (1)	92 (3)	-2	-2.2
運輸業	159 (0)	181 (0)	-22	-12.2
その他	529 (2)	623 (1)	-94	-15.1
総 計	878 (4)	997 (4)	-119	-11.9
資料出所	神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

(注) 件数は休業4日以上の死傷、(数字)は死亡者数。

死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

* 10月の川崎市消費者物価指数は、108.2となり、前年同月に比べ2.2ポイント上回りました。

P : 速報値

項目 年月	常用労働者賃金（円）	総実労働時間数(時間)	所定外労働時間(時間)	消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況						
				県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国		
令和3年 平均	370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	106.7	105.4	4	30	503
令和4年 平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年 平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.3	104.0	6	43	724
令和6年 5月	341,050	334,010	140.8	143.6	13.0	11.5	106.9	2.7	108.1	3.0	106.0	104.4	4	40	1,009
6月	610,164	602,589	140.7	145.6	12.2	11.6	106.8	2.6	108.2	3.0	104.4	100.0	7	43	820
7月	482,963	459,951	143.9	148.0	12.2	11.8	107.2	2.5	108.6	2.9	100.6	103.1	8	44	953
8月	340,046	327,096	133.6	138.3	11.2	10.8	107.7	3.0	109.1	3.2	99.3	99.7	5	51	723
9月	333,662	326,714	136.1	139.5	12.1	11.5	107.5	2.4	108.9	2.7	P113.8	101.3	5	43	807
10月		P329,985		P146.5		P12.1		108.2	2.2	109.5	2.4	P104.3	6	50	909
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」				市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認ください。

時間外労働については、現在すべての業種に上限規制が適用されており、それを超えて労働者を働かせることはできません（新技術開発等は適用除外）。労働者に時間外労働・休日労働をさせることができるのは、

- 災害等で臨時の必要がある場合
- 労使協定(36協定)を結んだ場合

のみとなっており、36協定で、時間外労働の限度時間、休日労働の日数等について上限内で定めます。また、時間外労働は、1日、1週間、1ヶ月、1年間単位で時間数を把握する必要があります。今回は時間外労働に関連する質問を3例、ご紹介します。



どれぐらいまで残業(時間外労働)が可能ですか。



原則として特別な事情がある場合を除き1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間が上限です。1年単位の変形労働時間制を採用している場合は、1ヶ月あたり42時間、1年あたり320時間になります。限度ぎりぎりまで働いていいということではなく、時間外労働を出来るだけ短くするような取組についてご検討ください。



特別な事情があれば上限を超えてもいいのでしょうか。



36協定の中で、“緊急かつ臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合”を特別条項として出来る限り具体的に定めます。“業務の都合上必要な場合”などは認められません。特別条項を結んだ場合も、以下の項目を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について2～6月のいずれの平均も月80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができる年6ヶ月が限度



法定の上限を超えた時間外労働を命じられた場合はどうしたらよいですか。



上司や人事部に相談し、改善が見られない場合は、総合労働相談コーナー（労働基準監督署）など労働基準行政の窓口にご相談ください。事業主（労務担当者等）が以下を命じた場合、いずれも労働基準法違反となり企業および事業主に罰則が科せられることがあります。

- 36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合
- 36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合
- 特別条項の上限を超えて時間外労働をさせた場合

※自動車運転、建設業、医師については、上限規制の内容が、一般則とは異なります。

時間外労働の上限規制について、詳しくは厚生労働省働き方改革特設サイトをご覧ください。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>



川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年も「かわさき労働情報」をどうぞよろしくお願ひいたします。

さて「一年の計は元旦にあり」です。皆さまは今年一年間の目標、計画を立てましたか？私は体力・健康の維持のための“適度な”運動を継続し、一年後には「職場のある9階まで階段で登って、”息切れしない体力をつける”」です。いきなり9階までは大変なので、四半期ごとに3階、5階、7階、9階とステップアップする（というとてもユルイ）計画です。

「一年の計は元旦にあり」は「一日の計は朝にあり、一年の計は元旦にあり」とも言われるそうです。一年先のことを考えると息切れしそうですが、朝起きたときに「今日一日をがんばる」ならやれるかも…継続は力なり、三日坊主にならないように頑張りたいと思います。

「第60回川崎市労働災害防止研究集会」を開催しました

令和6年度(第60回)川崎市労働災害防止研究集会を10月24日に川崎市産業振興会館で開催しました。

労働災害防止研究集会とは?

川崎市における各事業所等の労働災害防止活動の促進と定着を図り、安心して働く職場環境をつくるために、川崎市が主催し、関係行政機関、使用者団体、労働団体等が協力して開催する全国でも稀な集会で、講演会・事例発表会・表彰式を行っています。

◎講演会

テーマ:『パワーハラスメントに関する主な裁判例の動向』

講 師:滝原 啓允 氏(大東文化大学 准教授 博士(法学))



◎事例発表会

テーマ:『エイジフレンドリーな作業環境の構築』

発表者:伊藤 和樹 氏(株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター)

テーマ:『褒める文化の醸成 ~STOPおじさん活動のご紹介~』

発表者:宮澤 孝 氏(旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所)

◎労働災害防止功労者・団体、労働災害防止啓発事例受賞団体表彰式

福田市長から次の労働災害防止功労者・功労団体、労働災害防止啓発事例受賞団体の皆さんに表彰状が授与されました。

令和6年度(第60回)

川崎市労働災害防止功労者・功労団体及び労働災害防止啓発事例受賞団体一覧(敬称略)

◇功労者(3名)

団体名	代表者名
東芝労働組合 R&D 支部	執行委員長 小暮 央
清生土木有限会社	代表取締役 金光 徳夫
有限会社平間電気設備	取締役会長 佐々木 勝弘



◇功労団体(5団体)

団体名	代表者名
不二サッセユニオン本社支部	執行委員長 柿 佳紀
JAM 電元社トーア労働組合	中央執行委員長 中村 誠
沼田工業株式会社	代表取締役 沼田 順一郎
株式会社伊那精工	代表取締社長 遠山 秀和
東日本旅客鉄道株式会社川崎発電所	所長 岩田 典之

◇啓発事例受賞団体(3団体)

団体名	代表者名
株式会社タケエイ川崎リサイクルセンター	代表取締役 阿部 光男
旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所	製造所長 矢野 達也
株式会社 富士通ゼネラル テックソリューション部門 Life conditioner 開発部 ウエアラブル事業グループ	経営執行役副社長 長谷川 忠

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-3653

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2169号 令和7年1月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。